

ジャーナリストの布施祐仁氏が、今年の4月に『自衛隊海外派遣 隠された「戦地」の現実』を上梓している。1992年に「国際平和協力法（PKO）」が制定された。制定以来、自衛隊は15のミッションに派遣され、参加した自衛隊員は約12,500人に上る。ところが、派遣された自衛隊員はどのような活動をし、何が起きているのかは報道されていない。政府に開示請求しても、日報の報告書があっても存在しないと引き、報道されることは殆どない。布施氏は、情報公開制度を活用して内部文書入手し、海外派遣の実態を検証している。これは、国民が知るべきことで、今後の海外派遣のあり方に関わる問題である。

1991年、米軍を中心に多国籍軍がイラクを攻撃し、湾岸戦争が始まった。日本政府は、総額1.8兆円の財政支援をしたが、国際社会から「小切手外交」と揶揄され、「トラウマ」となった。PKO参加は下記の5原則の下で行うと規定されている。①停戦合意が成立している。②参加に合意している。③中立的立場を厳守する。④要件が満たされない場合は撤収できる。⑤武器の使用は必要最小限を基本とする。

イラクに陸上自衛隊が派遣される時、国会で党首討論があり、民主党の岡田克也代表が「イラク特措法における非戦闘地域の定義を教えてください」と質問をした。小泉純一郎元総理は「イラク特措法に関して言えば、法律上、言うことになれば、自衛隊が活動している地域は非戦闘地域なんです」と答えた。笑ってしまうが、国際社会に向かって、自衛隊を派遣している現実を見せたい思いが如実に表れていた。イラクのサマーワでの自衛隊は道路の補修や水の確保などの平和維持活動をし、地域の人々から喜ばれたというニュースは聞いた。一人の死傷者も出さずに帰国したが、イラク派遣に参加した自衛官の内、陸上自衛隊で22人、航空自衛隊で8人が自殺している。自殺は様々な要因が複合的に重なって発生するものであるから、原因をイラク派遣にのみ求めることはできない。しかし、現地では、多国籍軍との関係や現地人との交流で、過剰なストレスがかかったことは確かである。内部文書でも「現地での過剰なストレス環境のみならず、惨事が発生した場合のストレスによる精神的疾患等の発生が危惧された」と記されている。米軍と多国籍軍は、イラクに大量破壊兵器があるとの情報で攻撃を始めたのであるが、大量破壊兵器はなかった。無益な戦争で、イラク攻撃がイスラム国（IS）というテロ集団を生み出した。

布施氏は、南スーダン、カンボジア、東チモール、ルワンダ難民救援、ゴラン高原などに派遣された自衛隊の実態を報告している。彼らが遣わされた所は、いずれも「死」と隣り合わせの戦場と変わらない現場であった。それらの現場は国民には知らされていない。PKO参加5原則とは乖離し、多国籍軍との一体化は避けられないと総括している。

国会で2015年9月19日、安全保障関連法が強行採決された。この法は、集団的自衛権の行使、即ち、他国軍と共同して戦争できるという法整備である。PKOの下では、武器の行使を押さえ、平和維持活動が中心であったが、安保関連法では、戦争できる体制に変わってしまった。折しも、ロシアのウクライナ侵略が起こり、台湾有事が取り沙汰され、日本では、軍備の増強と攻撃能力の強化、沖縄南西諸島の軍事化、核の共有、そして、憲法改定議論が盛んになった。世界の現実には、互いに敵対関係を言い募って危機を煽り、武力で威嚇する緊迫した状況になっている。憲法の前文には「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と謳っている。この理念を世界に発信したい。